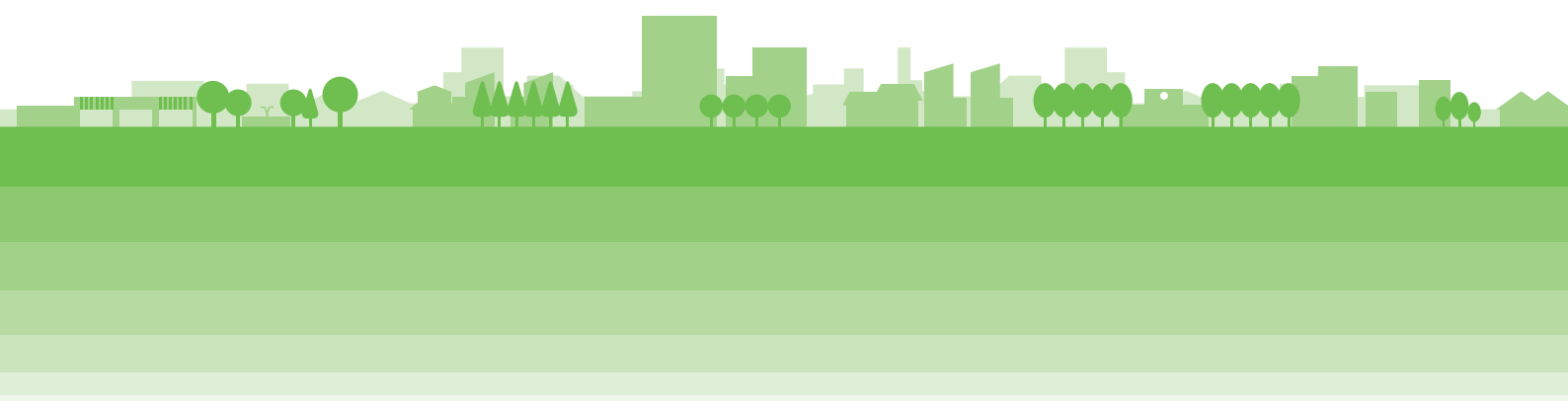


資料



- 1 西東京市環境審議会委員名簿
- 2 計画策定の経過
- 3 市民参加の状況
- 4 市民意識調査の内容
- 5 西東京市環境基本条例
- 6 用語解説

1 西東京市環境審議会委員名簿

(任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日)

氏名	選出区分	備考
井野文隆	公募市民	
田辺まさ子	公募市民	
宮加谷亮子	公募市民	
渡部國夫	公募市民	
伊藤理香	事業者	
齋藤茂	事業者	
勝村勲	学識経験者	副会長
二宮正士	学識経験者	
加納裕二	関係行政機関	会長
清水一臣	関係行政機関	

※順番は選出区分ごとの五十音順

2 計画策定の経過

平成24年度	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱式 ○ 諮問 ○ 第1回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・会議の運営について
	8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定に係る基本方針の検討について ・市民意識調査の設問及び選択肢について ・その他の市民参加手法について
	9月28日～ 10月17日	○ 市民意識調査
	10月15日～ 11月8日	○ 環境に関する意見募集
	10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市の環境の課題について ・新たな環境基本計画の将来像について
	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する課題と施策案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の重点プロジェクトのテーマについて
	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境基本計画骨子案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の重点プロジェクトのテーマについて



2 計画策定の経過

平成24年度	2月19日	○ 第6回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画骨子案について ・新たな環境基本計画の基本方針、取り組みの方向について
平成25年度	4月2日	○ 第1回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画の骨子案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の推進体制・進行管理について
	5月24日	○ 第2回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画の推進体制・進行管理について ・新たな環境基本計画の指標及び目標について
	7月23日	○ 第3回西東京市環境審議会 ・第3章 西東京市の現状と課題 ・第5章 将来像を実現するための取り組み
	8月29日	○ 第4回西東京市環境審議会 ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画の素案
	10月29日	○ 第5回西東京市環境審議会 ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画の素案について ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施について
	11月3日 11月9日	○ 市民説明会
	11月26日～ 12月26日	○ パブリックコメント
	1月27日	○ 第6回西東京市環境審議会 ・パブリックコメントについて ・西東京市第2次環境基本計画の確認 ・西東京市第2次環境基本計画(答申)について
	2月17日	○ 答申

3 市民参加の状況

項目	実施時期等	内容
市民意識調査	平成24年9月28日～10月17日	対象者：西東京市在住の18歳以上の3,500人の市民を無作為抽出 回答数(回答率)：1,305(37.3%)
環境に関する意見募集	平成24年10月15日～11月8日	意見数：16件
市民説明会	平成25年11月3日	場所：エコプラザ西東京 意見数：6件
	平成25年11月9日	場所：西東京いこいの森公園 意見数：49件
パブリックコメント	平成25年11月26日～12月26日	意見数：0件

4 市民意識調査の内容

環境に関するアンケート調査

日ごろから、市政にご協力いただきありがとうございます。

本市では、平成21年3月に策定した「西東京市環境基本計画（後期計画）～良好な環境を将来の世代に引き継ぐために～」の見直しを行っているところです。

つきましては、環境に関する施策の進捗状況や、環境への皆様のご意見を把握するために、市内にお住まいで18歳以上の3,500人の方々を無作為で選ばせていただき、環境に関するアンケート調査を実施することになりました。本アンケートは、環境全般にわたっての課題、身近な環境の満足度、環境に配慮した行動の実施状況や市への要望等についてお聞きするものです。

平成19年度にも同様のアンケートを実施し、多くの市民の方にご協力をいただきました。調査結果は、現行の環境基本計画の改定を行う際の参考とさせていただきます。その際の調査結果は市のホームページで公表しています。

本調査を通じ、皆様の生活に身近な環境の現状を把握するとともに、皆様のお考えをうかがい、今後の環境施策を検討する際の資料にさせていただきたいと考えています。

ご多忙中誠に恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成24年9月
西東京市長 坂口 光治

- 以下のものが同封されています。お確かめください。
 - ・アンケート冊子（本冊子）
 - ・返信用封筒
- 記入にあたって以下の点にご注意ください。
 1. 質問に対する回答は、あて名の方の判断でご記入ください。
 2. 鉛筆、ボールペン、万年筆等のいずれを使用されても結構です。
 3. 記入が済みましたら、同封の返信用封筒にこのアンケート冊子を入れ、**切手を貼らずに、10月17日（水）まで**にご投函ください。
 4. 内容などについて不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

実施担当：西東京市役所 みどり環境部環境保全課環境計画係
住所：東京都西東京市泉町三丁目12番35号 エコプラザ西東京
電話：042（438）4042



4 市民意識調査の内容

■あなたご自身について

あなたご自身についてお聞きします。該当する番号に○をつけてください。

- ①年代
1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上
- ②性別
1. 男性 2. 女性
- ③職業
1. 自営業・事業主・農林業・商工業 2. 勤め(市内) 3. 勤め(市外) 4. パート・アルバイト
5. 専業主婦・主夫 6. 学生 7. 無職 8. その他()
- ④住所
お住まいの地域：
1. 田無町 2. 南町 3. 西原町 4. 緑町 5. 谷戸町
6. 北原町 7. 向台町 8. 芝久保町 9. 新町 10. 柳沢 11. 東伏見 12. 保谷町
13. 富士町 14. 中町 15. 東町 16. 泉町 17. 住吉町 18. ひばりが丘
19. ひばりが丘北 20. 栄町 21. 北町 22. 下保谷
丁目： 1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目 4. 四丁目 5. 五丁目 6. 六丁目 7. 七丁目
- ⑤居住年数(西東京市域(旧田無市と旧保谷市を合わせた地域)に住んだ年数をお答えください)
1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上10年未満
4. 10年以上20年未満 5. 20年以上30年未満 6. 30年以上
7. 生来(生まれてからずっと)
- ⑥家族の人数
1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上
- ⑦通勤・通学地
1. 西東京市内(自宅) 2. 西東京市内(自宅外) 3. 練馬区
4. 23区(練馬区以外) 5. 武蔵野市 6. 小平市 7. 東久留米市
8. 小金井市 9. その他東京都 10. 新座市 11. その他埼玉県
12. 神奈川県 13. 千葉県 14. その他 15. 通勤・通学していない
- ⑧通勤・通学手段(市内の勤務地まで、または西東京市外に出るまでの普段の交通手段を選んでください)
該当する番号全てに○をつけてください。
1. 西武新宿線 2. 西武池袋線 3. バス
4. 自家用車 5. バイク 6. 徒歩・自転車のみ
7. 通勤・通学していない 8. その他

■環境に関する課題について

問1 以下の選択肢に掲げられる環境の課題について、優先的に解決していくべき問題とあなたが思うものを5つまで選び、該当する番号に○をつけてください。

(6つ以上選ばないようにしてください)

1. 二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）
2. オゾン層の破壊
3. 酸性雨
4. ヒートアイランド現象による都市の気温上昇
5. 自動車や工場などによる大気汚染
6. 自動車、鉄道、航空機、工場などによる騒音・振動
7. 工場などによる悪臭
8. 家庭や工場排水などによる水質汚濁
9. 近隣の騒音
10. 高層建築物などによる日照阻害
11. 街並みの景観の悪化
12. 河川、湖沼、内湾などの汚染
13. 土壌汚染
14. 地盤沈下
15. 海洋の汚染
16. リサイクル可能な資源の廃棄
17. 廃棄物などの最終処分場の逼迫
18. 不法投棄など廃棄物の不適正な処理
19. ダイオキシンなど有害化学物質による環境汚染
20. 内分泌攪乱化学物質*（環境ホルモン）の生物への影響
21. 国内の原生林や湿地帯などといった自然の減少
22. 人々の生活の身近にある自然の減少
23. 野生生物や希少な動植物の減少や絶滅
24. 世界的な森林の減少
25. 砂漠化
26. 開発途上国の大気汚染や水質汚濁などの公害環境問題

※「内分泌攪乱化学物質」とは、人や野生動物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能阻害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある環境中に存在する化学物質の総称です。



4 市民意識調査の内容

■西東京市の環境について

(西東京市の環境の満足度)

問2 西東京市域の環境について、満足度をお聞きます。1～14のそれぞれの環境の状態について、該当する番号に○をつけてください。

環境の状態	満足	やや満足	いえない （満足も 不満も）	やや不満	不満
1. 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
2. まちの静かさ	1	2	3	4	5
3. まちの清潔さ・きれいさ	1	2	3	4	5
4. 河川・水路などの水のきれいさ	1	2	3	4	5
5. 街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地など緑の豊かさ	1	2	3	4	5
6. 水や水辺との親しみやすさ	1	2	3	4	5
7. 農地や土との親しみやすさ	1	2	3	4	5
8. 野鳥、昆虫、魚などの生きものとの親しみやすさ	1	2	3	4	5
9. 公共の広場、公園	1	2	3	4	5
10. 自然の眺めやまち並みの美しさ	1	2	3	4	5
11. 武蔵野の景観（かつての「武蔵野」の面影を伝える雑木林等）	1	2	3	4	5
12. 災害、水害からの安全性	1	2	3	4	5
13. 交通災害からの安全性	1	2	3	4	5
14. 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	1	2	3	4	5

■日常の行動について

問3 あなたが、（または、あなたのご家庭で）日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組みについてお聞きます。該当する番号に○をつけてください。

取組内容	いつも行っている	時々行っている	行っていないが 今後行いたい	今後も行わない、 又は行っていない	該当しない
●家庭での取り組み（地球温暖化・ヒートアイランド）					
1. 冷暖房の設定温度（夏:28度、冬:20度等）や運転時間に配慮したり、照明や家電製品の電源をこまめに消すなど節電を心がけている	1	2	3	4	
2. 夏の日差しをさえぎるための緑のカーテンやすだれの設置、冷房の利用を控えるためのうちわの利用や打ち水等を行っている	1	2	3	4	
3. 省エネルギー型の家電製品を優先して購入している	1	2	3	4	
4. 月々の電気の使用量を記録し、その変化に注意している	1	2	3	4	
5. 太陽熱温水器または太陽電池パネルを設置している	1		3	4	
6. 歯磨きや洗い物の時に水を出しっぱなしにしないようにしている	1	2	3	4	
7. 蛇口に節水コマを取り付ける等によって使う水量を減らしている	1		3	4	
8. 風呂の残り水を洗濯に使用している	1	2	3	4	
9. 油や食べ残しを流さないようにしている	1	2	3	4	
10. 洗濯洗剤やシャンプーなどの使用量は控えめにしている	1	2	3	4	

取組内容	いつも行っている	時々行っている	行っていないが今後行いたい	今後も行わない、又は行っていない	該当しない
11. 買い物袋を持参し、レジ袋をできる限りもらわないようにしている	1	2	3	4	/
12. 自動車やバイクを使用する際には不要なアイドリング、空ぶかし、急発進などをしないようにしている	1	2	3	4	5
13. 近所にてかけるときは、自動車、バイクを使わず、自転車を利用したり、歩いて行くようにしている	1	2	3	4	5
14. 低燃費の車や排ガスの少ない車などを車の購入の基準にしている	1	2	3	4	5
●家庭での取り組み（廃棄物・リサイクル）					
15. こみの分別を市のルールにしたがって行っている	1	2	3	4	/
16. 市や地域で行っている資源回収に積極的に協力している	1	2	3	4	/
17. 堆肥化などによって生ゴミの減量に努めている	1	2	3	4	/
18. 電化製品や家具などは出来るだけ長く使うようにしている	1	2	3	4	/
19. リサイクル商品や詰め替え商品など環境への負荷の少ない商品(エコマーク商品)などを優先的に購入している	1	2	3	4	/
●家庭での取り組み（エコ・クッキング）					
20. 食材は必要な分だけを購入している	1	2	3	4	/
21. 旬の野菜を買う（旬の時期を外して収穫する野菜は、加温したり、工場で生産する等、多くのエネルギーを使用して栽培される）	1	2	3	4	/
22. 食材を無駄なく使いきるようにしている	1	2	3	4	/
23. 地元でとれた農作物などを積極的に購入している	1	2	3	4	/
24. 冷蔵庫の詰めすぎに注意する	1	2	3	4	/
●家庭での取り組み（みどり）					
25. 家でみどりを育てている	1	2	3	4	/
26. 余暇には自然とふれあうように心がけている	1	2	3	4	/

※小問 2、5、7については、設置・実施している場合は1を選択してください

※小問 12、13、14については、自動車やバイクを持っていない場合には5を選択してください

問4 昨年3月の東日本大震災をきっかけにより意識して取り組んでいる行動を、問3の項目（1～25）の中から選んでください。（より意識して取り組んでいる行動順に、5位まで該当する番号を選んで解答欄に記入してください。）

回答欄	1位	2位	3位	4位	5位

問5 地域での環境保全活動[※]に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。

該当する番号に○をつけてください。

※「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を主たる目的とした活動を指します。（参考：「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第二条での規定）

1. 参加したことがある
2. 今後参加したい
3. 今後も参加する予定はない
4. わからない



4 市民意識調査の内容

問6 問5で「1.参加したことがある」「2.今後参加したい」を選んだ方にお伺いします。どのような活動や取組に参加していますか、また参加したいと思いますか。

1. 自然観察会などへの参加
2. 花やみどりを育てる活動
3. ホタルなどの生きものを保全する活動
4. 川をきれいにする活動
5. 地域の清掃活動
6. 環境保全を行う団体への寄付や環境保全に係る募金への参加
7. その他（)

問7 問5で「3.今後も参加する予定はない」を選んだ方にお伺いします。今後も地域の環境保全活動に参加しない理由に○をつけてください。(○は3つまで)

1. 参加するための時間がない
2. 面倒くさい
3. 参加するためのお金がない
4. 参加することによる効果が分からない
5. どのような活動がどこで行われているかわからない
6. 必要性を感じない
7. その他（具体的に：)

■交通手段及び地域の交通体系のあり方について

問8 環境保全の観点から、交通体系のあり方について、まず取りかかるべきだと思うものに○をつけてください。(○は3つまで)

1. 道路整備等を行うことにより、バスの走行範囲や本数を増やし、バスが利用できる機会を増やす
2. 駐輪場等の増加、自転車専用道路の整備等を行い、安心して自転車を利用できる環境をつくる
3. 一方通行や生活道路への車両侵入の制限などを行い、安全な歩行と自転車の利用環境を整える
4. 休日にしか運転しない人が、自動車を共有して利用できる（カーシェアリング）仕組みを考える
5. 自転車シェアリングを利用しやすい仕組みにする
6. その他（具体的に：)

■石神井川との関わり及びイメージについて

問9 あなたと石神井川との関わり及びイメージについて、該当する番号全てに○をつけてください。(複数選択可)

- | | | |
|-------------|---------------------|------------|
| 1. 景観がよい | 2. 川辺を散策する | 3. 自然観察をする |
| 4. 興味が無い | 5. 水辺環境が悪い | 6. ごみが多い |
| 7. 生きものがいない | 8. 行ったことがない、見たことがない | |
| 9. その他（) | | |



4 市民意識調査の内容

問 15 市が行っている以下の事業について、該当する選択肢に○をつけてください。

事業内容	利用している	今後利用したいと思う	今後も利用しない	知らない
1. 保存樹木・保存樹林・保存生垣への補助	1	2	3	4
2. 生垣造成への補助	1	2	3	4
3. 花いっぱい運動	1	2	3	4
4. 雨水浸透ます設置助成	1	2	3	4
5. 自然観察会	1	2	3	4
6. 生ゴミ減量化処理器購入助成	1	2	3	4
7. リサイクル市	1	2	3	4
8. 集団回収活動への助成	1	2	3	4
9. 堆肥の配布	1	2	3	4
10. 環境フェスティバル（環境展）	1	2	3	4
11. 放射線・放射能関連情報の提供	1	2	3	4
12. エコプラザ西東京で開催している講座	1	2	3	4
13. 郷土資料室	1	2	3	4
14. その他（ ）	1	2	3	4

■今後取り組んでみたいこと、市への要望

問 16 今後、環境保全のためにあなた自身、またはあなたが行政や地域と協力して取り組んでみたいと思うことがありましたら、以下にご記入ください。

問 17 西東京市の環境保全に対するご提案・ご意見・ご要望がありましたら、以下にご記入ください。また、エコプラザ西東京への要望（開催する講座内容の希望等）についてもご記入ください。

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

5 西東京市環境基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条—第9条）

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第2節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第3節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第4節 市民等の活動の支援（第15条）

第5節 報告書等（第16条）

第4章 地球環境の保全等（第17条）

第5章 環境審議会等（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊か

さや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

5 西東京市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推

進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本方針

- (2) 施策の大綱
- (3) 環境配慮指針
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場におい

て、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地



5 西東京市環境基本条例

球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
 - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 公募市民 4人以内
 - (2) 事業者 2人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 2人以内
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任

期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全活動等推進員)

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
- 3 推進員の活動について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

6 用語解説

【あ】

- **アイドリングストップ** p.48
信号待ち等の自動車の停車中にエンジンを停止させること。アイドリングストップにより、車の燃料の節約、排出ガス削減につながる。
- **雨水貯留浸透施設** p.37
雨水を一時的に貯留、または地下に浸透させる施設。設置により、河川や下水道等への雨水流出量を抑制し、浸水被害の緩和、雨水の有効活用等が期待される。
- **エコアクション21** p.23, 73
環境省が定めた「環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドライン」に基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度。事業者の環境への取り組みを推進し、持続可能な経済社会の実現に貢献することを目的としている。環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表をする。
- **エコセメント** p.18, 42
生ごみ等燃えるごみを焼却してできた灰を主な原料としてつくるセメント。1,300℃以上の高温で焼成するため、灰の中に含まれるダイオキシン等の有害物質は、分解されて無害になる。ごみを資源として有効利用できるため、ひっ迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。
- **エコドライブ** p.19, 56
燃費のよい自動車の運転を心がけること。たとえば、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ等がある。
- **エコ羅針盤** p.73
ごみ減量推進課が発行しているごみの減量・資源化やリサイクル等の推進に関する広報紙。

- **温室効果ガス** p.22, 58, 59
地表から放出された熱が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を超過しており、そのことが地球温暖化の主な原因とされている。

【か】

- **外来種** p.38
本来その地域には生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。生態系に重大な影響を与えることがあり、環境問題の一つとして扱われる。
- **環境基準** p.19, 20, 46
健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音などの基準が設けられている。
- **環境マネジメントシステム** p.23, 55, 73
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組む際の工場や事業所内の体制・手続き等を行う仕組み。
- **グリーン購入** p.43
製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。
- **公害** p.10, 47, 48, 49, 93, 94
事業活動や人間の活動等により生じる人の健康や生活環境に起きる被害のこと。環境基本法では、公害として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭が



6 用語解説

挙げられている。

●光化学オキシダント p.19, 46

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすおそれがあるほか、農作物等への影響も報告されている。

●光化学スモッグ p.19

光化学オキシダント濃度が高くなる現象。東京都では、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに光化学スモッグ注意報が発令される。

●コミュニティバス p.50

地域の交通需要に合わせて運行し、通常の路線バスのサービスではカバーしきれない要望に対応するバス。西東京市では市が事業主体となり、「はなバス」という名称で運行されている。平成26年1月時点で5ルートがある。

【さ】**●再使用 p.58, 59**

リユース (Reuse) とも呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。

●再生可能エネルギー p.22, 23, 29, 33, 55, 57, 73

永続的に利用することができる太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギー源の利用により生じるエネルギーの総称。

●再生利用 p.10, 94

リサイクル (Recycle) とも呼ばれ、廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集め

る必要があり、製造時に、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。

●3R p.18, 29, 58, 73

Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字をとったもの。ごみを減らすための環境行動を表すキーワードである。

●資源化 p.18, 29, 33, 41, 42, 43, 44, 45, 58, 59, 73

廃棄物を資源として利用すること。西東京市では、「西東京市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源の分別徹底、新たな分別区分の検討、適正な収集回数の維持等により、ごみの資源化を進めている。

●資源化率 p.41

一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合。

●資源循環型社会 p.29, 72, 93

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用や適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●親水 p.20

水にふれたり、接したりして水に親しむこと。魚類や昆虫等との共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられることがある。

●生物多様性 p.3, 4, 16, 20, 28, 33, 34, 38, 39, 72

様々な生態系が存在すること、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。人間は、生物の多様性がもたらす恩恵を享受している。また、地域における固有の財産であり、地域独自の文化の多様性も支えている。

【た】

- 太陽光発電 p.55, 57
太陽の光エネルギーを電力に変換すること。発電時に二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーである。半永久的で偏在しない太陽のエネルギーを利用するため、石油等の化石燃料の代替エネルギーとして期待される。
- 地球温暖化 p.3, 22, 23, 28, 29, 33, 55, 58, 61, 71, 73, 95
温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が長期的に上昇する現象。地球規模の気温上昇の結果、海水の膨張や氷河等の融解による海面の上昇、気候メカニズムの変化による異常気象の頻発等のおそれがあり、自然生態系や生活環境、農業等への影響が懸念されている。
- 地球温暖化への適応 p.22, 33, 55, 61
地球温暖化対策には大きく分けて、「緩和」と「適応」があり、適応とは、起こりうる地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。緩和とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。
- 地産地消 p.39
地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費すること等を指す。
- 低公害車 p.45, 48, 49, 58, 59
従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等のこと。大気汚染対策、地球温暖化の防止の観点から普及が期待されている。
- 低炭素社会 p.3, 21, 22, 29, 33, 55, 58, 73

温室効果ガスの排出が極力抑えられた社会のこと。環境に配慮した生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択等により実現を目指す。

【な】

- 二酸化窒素 (NO₂) p.19, 46
物が燃えると発生するガスである窒素酸化物の一つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。

【は】

- 発生抑制 p.10, 18, 29, 45, 73, 94
リデュース (Reduce) とも呼ばれ、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用等により、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることを極力抑えること。
- バリアフリー p.29, 52
障害者や高齢者等の社会的な弱者が、生活していく上で妨げとなる障害を取り除くこと。
- ヒートアイランド p.48, 49, 61
都市部の気温が、郊外と比較して島状に高くなる現象。人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、密集したコンクリートの高層建築物の増加、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出等が原因となる。
- BOD (生物化学的酸素要求量) p.20, 46
生物化学的酸素要求量。水中の有機物が分解されるときに使われる酸素の量で、水質汚濁の指標の一つ。
- PM_{2.5} (微小粒子状物質) p.19, 47
大気中に浮遊している粒径2.5 μm (2.5mmの千分の一)以下の粒子状物質で、大気汚染の



6 用語解説

原因物質の一つ。気管を通過しやすく、気道より奥に付着することもあるため、人体に大きな影響を及ぼすと考えられている。

●浮遊粒子状物質 (SPM) p.19, 46

浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生し、大気中に長時間滞留する。高濃度では、肺や気管等に沈着し、呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。

【ま】

●見える化 p.56, 58, 73

情報を定量的または定性的に分かりやすく提示すること。見える化により、関係者の気づきや問題意識等が高まることが期待される。

●水循環 p.35, 36, 37

大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動(循環)のこと。水循環には、雨水の川や海への流れ、地下への染み込み、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダム

による貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水等各種用水の河川からの取水や排水、地下水の利用等の人工的な水循環がある。

●緑のカーテン p.22, 48, 49, 61

アサガオやゴーヤ、ヘチマ等のつる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせて栽培することで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

【や】

●ユニバーサルデザイン p.50, 52

年齢、性別、身体的状況等の違いに関係なく、誰もが利用しやすい製品や環境等のデザイン。

【ら】

●緑被率 p.16

ある地域における樹林地、草地、農地など、木や草で被われている面積の占める割合。